平成３０年（フ）第２１号
鳥取県鳥取市行徳１丁目358番地４　イートン・鳥取358　802号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町才代164番地２・鳥取県鳥取市正蓮寺12番地１　オークヒルズ203号
債務者　井上　翔太
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５１号
広島市安芸区船越南２丁目16番４号
債務者　濱田　和広
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７８号
広島市安佐南区伴中央４丁目10番15号
債務者　内田　悦子（旧姓小山・坂本）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４号
愛媛県松山市南久米町243番地１　第１ゴトービル507号
債務者　青野　清司
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２１号
愛媛県松山市針田町30番地８　ウィン・ヴィラ106号
債務者　柴田　昇治
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２５号
宮崎市曽師町273番地　日高アパート102号
債務者　西村亜里紗
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦18番地８
債務者　松山　　学（旧姓柄本）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１４号
宮崎県東臼杵郡美郷町北郷宇納間829番地５
債務者　青木由美子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１７号
宮崎県東臼杵郡門川町南ケ丘２丁目144番地
債務者　池田　鈴香
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１８号
宮崎県東臼杵郡門川町庵川西２丁目117番地、前住所宮崎県東臼杵郡門川町加草１丁目124番地
債務者　黒川きみ子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２１号
宮崎県日向市曽根町２丁目122番地
債務者　川崎　　聡
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２５号
宮崎県延岡市出北１丁目８番21―203号　フレスクーラ、前住所宮崎県東臼杵郡門川町加草１丁目124番地
債務者　黒川　和喜
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１７号
鹿児島県熊毛郡南種子町茎永768番地１
債務者　有留　政枝
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第３８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目592番地３トーカンマンション谷山中央207号
債務者　山下　京子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６５号
岩手県八幡平市安比高原605番地128
破産者　江渡　文明
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７３７号
仙台市青葉区上杉２丁目４番34―1016号
破産者　菊池　雄一
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋3126番地468
破産者　宇尾　仁志
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係